

4月から棒状ごみの出し方が変わります

● 傘・支柱などの棒状ごみ（1m以内）が**指定袋**で捨てられるようになります

※電話申込（0120-0743-53 か☎0743-85-5374）が清掃リレーセンターへの持込が必要です
（ごみ集積所には出せません）

開始日

4月2日(月)収集・清掃リレーセンター持ち込み分から

出し方

300か450の指定袋に入れ、袋からはみ出した状態で袋の口を結んでください。複数のものを出すときは、燃えるもの同士（例：木材や木製バットなど）と燃えないもの同士（例：傘と金属バットなど）でそれぞれ袋を分けてひもで束にして出してください。袋1枚につき、束の直径が一番太いところを15cm以内に収めてください。

出し方の例

- ◎ 傘と金属バットのような燃えないもの同士や、燃えるもの同士であればまとめて出せます。
- × 木材と金属バットのように燃えるものと燃えないものを束ねてはいけません。

1mを超える棒状のごみ（3m以内。持ち込みは1.8m以内）

大型ごみ処理券が必要です。4月2日収集・持ち込み分からは、燃えるもの同士や燃えないもの同士であれば種類が異なっても束ねて出せるようになります（処理券1枚につき、束の直径が一番太いところを30cm以内に収めてください）。



問合せ

生駒市環境保全課（〒630-0288、東新町8番38号、☎0743-74-1111、内線353）